

無断転用としてはダメ
農地の転用には許可が必要

農地の名義を変えたり、登記地目を変えたりするときには、農地法に基づく許可を受けなければなりません。
申請の時期 農地法による許可申請は、毎月10日までに行ってください。
申請書の設置場所 農業委員会事務局にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

【農地法による許可申請が
必要な主なケース】

- 農地法第3条 (農地の売買や貸借) 登記地目が田や畑になっている土地を売り買いしたり、貸し借りするとき。
- 農地法第4条 (自己所有農地の転用) 自分名義の農地を農地以外の目的に使用するとき。
- 農地法第5条 (農地を売買や貸借により転用) 田や畑を売り買いしたり貸し借りし、農地以外の目的に使用するとき。

農地を貸し借りするときは
法律に基づいた手続きを

農地の貸し借りの手続きには、農地法によるものと、農業経営基盤強化促進法によるものがあります。
農業経営基盤強化促進法による貸し借りの特徴
○貸した農地は、期限がくれば必ず返ってきます。
○期間終了後の離作料は不要です。
○利用権を再設定すれば、継続して貸し借りできます。
詳しくは、地区の農業委員か農業委員会事務局へご相談ください。

農業者年金に加入しましょう

しっかりと積み立て、がっちりサポート
○国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人は誰でも加入できます。
○毎月の保険料は2万円を基本に、6万7千円まで千円単位で自由に決められます。
○80歳までの保証付きの終身年金です。
○納めた保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。
○一定の条件を満たせば、保険料の補助があります。
詳しい内容は、農業委員会事務局が最寄りの農業協同組合にお問い合わせください。

農業委員会とは？

農業委員会は、農業委員会等に関する法律や地方自治法に基づいて設置される行政委員会です。江田島市の農業委員会は22人の委員で構成され（左表参照）、農地法やその他農地に関する法律についての業務に携わっています。
また、総会を毎月開催し、主に農地の権利移転や転用に関する事項について審議・処理しています。総会の議事録は、農業委員会事務局（本庁別館2階）か、市ホームページで閲覧できます。

農業委員による農地パトロールの様子



農業委員一覧（任期は平成23年10月31日まで）

地区	氏名	備考
江田島町	山本 正数	選挙
	向谷 明照	選挙
	中下 雅敏	選挙
	新本 昌幸	選挙
	田口 宜久	選挙
	大川 隆幸	南部共済組合選任
	松井 勇雄	農協選任
能美町	吉井 たえ子	選挙
	土井 正幸	選挙
	松岡 雄二	選挙
	大越 助	議会選任
沖美町	西中 克弘	選挙
	小林 秀幸	選挙
	後 数男	選挙
	川尻 一行	議会選任
大柿町	小松 功	選挙
	二反田 肇	選挙
	森本 健太郎	選挙
	胡子 勝弘	選挙
	空井 英一郎	西部共済組合選任
	村上 浩司	議会選任

農地制度が変わります！

- 平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。21年中には、「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法等が施行され、新たな農地制度がスタートします。
- 新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに、②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

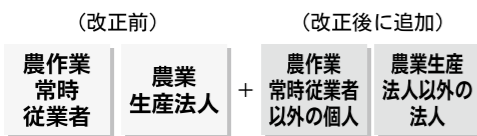
改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が緩和されます！

- 農地を利用できる者の範囲が拡大されます（一定の要件を満たす必要があります）。

農地の借り受け者の範囲



- 市町村等が農地所有者から委任を受け代理して担い手に貸付等を行う事業が新設されます。



耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が強化されます！

- すべての遊休農地が指導の対象となります。
- 農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
- 遊休農地の所有者等に対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が強化されます！

- 違反転用等に対する処分・罰則が強化されます。
- 都道府県知事等による行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は300万円以下の罰金）	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）
②違反転用における原状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金（法人は30万円以下の罰金）	3年以下の懲役または300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が必要になります！

- 相続等によって農地を取得した人は、農地のある農業委員会へ届出が必要になります。
- 届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることとなります。
- 耕作できない場合等は、農業委員会から貸し借り等のあっせんを受けることができるようになります。



= 新たな農地制度について、詳しくは農業委員会へお問い合わせ下さい =